

令和5年3月

教育委員会定例会議案等

新潟市教育委員会

令和5年3月教育委員会定例会議事日程

新潟市教育委員会

日 時	令和5年3月20日（月） 午後3時30分 開会
場 所	新潟市役所ふるまち庁舎4階 教育会議室1
日 程	<p>第1 会議録署名委員の指名</p> <p>第2 付議事件</p> <p>議案第31号 新潟市立図書館協議会運営規則の一部改正について… 1</p> <p>議案第32号 新潟市教育委員会組織規則の一部改正について… 1</p> <p>議案第33号 新潟市教育委員会公印規則の一部改正について… 1</p> <p>議案第34号 新潟市学校給食センター条例施行規則の一部改正について… 1</p> <p>議案第35号 新潟市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則の制定について… 1</p> <p>議案第36号 新潟市死者情報の開示に関する条例施行規則の制定について… 1</p> <p>議案第37号 新潟市教育委員会情報通信技術の活用に関する規程の一部改正について… 1</p> <p>議案第38号 教育財産の用途廃止について… 1 6</p> <p>議案第39号 事務局及び機関の長の人事について… 1 7</p> <p>第3 報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染状況について… 当日配布 ・令和4年度新潟市二十歳のつどいアンケート集計結果について… 1 <p>第4 次回日程</p> <p>4月定例会 令和 5年 4月20日（木）午後3時30分</p> <p>第5 閉会</p>

付議事件

【令和5年3月定例会】教育委員会規則等の一部改正・制定について

議案番号	規則等名称	改廃区分	制定・改正内容	施行日	所管所属	資料掲載頁
議案第31号	新潟市立図書館協議会運営規則	一部改正	○各図書館協議会を廃止し、新潟市立図書館協議会を設置 (条例は、令和4年12月議会で可決済み)	R5. 4. 1	中央図書館	付議2
議案第32号	新潟市教育委員会組織規則	一部改正	○各図書館協議会の廃止に伴い一部改正 ○教職員住宅売却に伴い一部改正	R5. 4. 1	中央図書館 教育職員課	付議5
議案第33号	新潟市教育委員会公印規則	一部改正	○各図書館協議会の廃止に伴い一部改正	R5. 4. 1	中央図書館	付議7
議案第34号	新潟市学校給食センター条例施行規則	一部改正	○小須戸幼稚園の閉園による一部改正 (条例は、令和4年12月議会で可決済み)	R5. 4. 1	保健給食課	付議10
議案第35号	新潟市個人情報保護に関する法律施行条例施行規則	制定	○「個人情報の保護に関する法律（以下「法という。）」等について改正等が行われ、国による一元的な監視監督の下で運営することとなったため、新潟市個人情報保護条例の廃止に伴い変更するもの (条例は、市長部局より令和5年2月議会へ提案)	R5. 4. 1	教育総務課	付議12
議案第36号	新潟市死者情報の開示に関する条例施行規則	制定	○法では「生存する」個人に関する情報とし、死者の情報は個人情報に含まれないため新たに制定 (条例は、市長部局より令和5年2月議会へ提案)	R5. 4. 1	教育総務課	付議13
議案第37号	新潟市教育委員会情報通信技術の活用に関する規程	一部改正	○デジタル行政推進課と情報システム課の所管に関する事項の一部改正	R5. 4. 1	教育総務課	付議14

新潟市立図書館協議会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年 月 日

新潟市教育委員会

教育長

新潟市教育委員会規則第 号

新潟市立図書館協議会運営規則の一部を改正する規則

新潟市立図書館協議会運営規則（昭和39年新潟市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第1項に規定する図書館に置かれる各図書館協議会（以下「各協議会」という。）」を「第19条第1項の規定により置かれる新潟市立図書館協議会（以下「協議会」という。）」に改める。

第2条から第5条までの規定中「各協議会」を「協議会」に改める。

第6条（見出しを除く。）を次のように改める。

第6条 協議会の庶務は、新潟市立中央図書館において行う。

第7条中「各協議会」を「協議会」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

新潟市立図書館協議会運営規則(昭和39年教委規則第5号)新旧対照表

改正後 (案)	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、新潟市立図書館条例（平成19年新潟市条例第11号。以下「条例」という。）第20条の規定により、第19条第1項の規定により置かれる新潟市立図書館協議会(以下「協議会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第2条 協議会の会長及び副会長は、委員の互選により定める。</p> <p>(会議の招集)</p> <p>第3条 協議会の会議は、会長が招集する。</p> <p>2 協議会の定例会は、年2回とする。ただし、必要に応じて臨時会を開くことができる。</p> <p>(会議の成立)</p> <p>第4条 協議会の会議は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。ただし、同一事案について再度招集した場合において、なお半数に達しないときは、この限りでない。</p> <p>(議事)</p> <p>第5条 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</p> <p>(庶務)</p> <p>第6条 協議会の庶務は、新潟市立中央図書館において行う。</p> <p>(その他)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、新潟市立図書館条例（平成19年新潟市条例第11号。以下「条例」という。）第20条の規定により、第19条第1項に規定する図書館に置かれる各図書館協議会(以下「各協議会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第2条 各協議会の会長及び副会長は、委員の互選により定める。</p> <p>(会議の招集)</p> <p>第3条 各協議会の会議は、会長が招集する。</p> <p>2 各協議会の定例会は、年2回とする。ただし、必要に応じて臨時会を開くことができる。</p> <p>(会議の成立)</p> <p>第4条 各協議会の会議は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。ただし、同一事案について再度招集した場合において、なお半数に達しないときは、この限りでない。</p> <p>(議事)</p> <p>第5条 各協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</p> <p>(庶務)</p> <p>第6条 新潟市立中央図書館の図書館協議会の庶務は、新潟市立中央図書館において、それ以外の図書館協議会の庶務は、それぞれの図書館において行う。</p> <p>(その他)</p>

改正後 (案)	現行
<p>第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。</p>	<p>第7条 この規則に定めるもののほか、各協議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。</p>

新潟市教育委員会組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 月 日

新潟市教育委員会

教育長

新潟市教育委員会規則第 号

新潟市教育委員会組織規則の一部を改正する規則

新潟市教育委員会組織規則（平成 19 年新潟市教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 10 号中「教職員住宅」を「旧教職員住宅」に改める。

第 14 条の 2 第 3 号を削る。

第 19 条の 4 第 7 号中「教職員住宅」を「旧教職員住宅」に改め、「南区及び」を削る。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

新潟市教育委員会組織規則(平成19年教委規則第6号)新旧対照表

改正後(案)	現行
<p>(課の分掌事務)</p> <p>第4条 前条に規定する課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>教育総務課～学校人事課 (略)</p> <p>教育職員課</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) <u>旧教職員住宅</u>の管理に関すること。</p> <p>第14条の2 中央図書館を除く図書館の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>削除</u></p> <p>(4)～(12) (略)</p> <p>(教育支援センターの分掌事務)</p> <p>第19条の4 教育支援センターの分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 所管区域に所在する<u>旧教職員住宅</u>の管理に関すること(西蒲区の教育支援センターに限る。)</p> <p>(8)～(16) (略)</p>	<p>(課の分掌事務)</p> <p>第4条 前条に規定する課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>教育総務課～学校人事課 (略)</p> <p>教育職員課</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) <u>教職員住宅</u>の管理に関すること。</p> <p>第14条の2 中央図書館を除く図書館の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>図書館協議会に関すること(豊栄図書館、亀田図書館、新津図書館、白根図書館、坂井輪図書館及び西川図書館に限る。)</u>。</p> <p>(4)～(12) (略)</p> <p>(教育支援センターの分掌事務)</p> <p>第19条の4 教育支援センターの分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 所管区域に所在する<u>教職員住宅</u>の管理に関すること(南区及び西蒲区の教育支援センターに限る。)</p> <p>(8)～(16) (略)</p>

新潟市教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 月 日

新潟市教育委員会

教育長

新潟市教育委員会規則第 号

新潟市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

新潟市教育委員会公印規則（昭和 4 4 年新潟市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 新潟市立図書館協議会長印の項を削る。

別表第 2（10）を削る。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

新潟市教育委員会公印規則(昭和44年教委規則第5号)新旧対照表

改正後 (案)							現行								
別表第1 (第4条関係)							別表第1 (第4条関係)								
名称	規格 (ミリメートル)	書体	使用区分	管理者	個数	保管場所	ひな形番号	名称	規格 (ミリメートル)	書体	使用区分	管理者	個数	保管場所	ひな形番号
(略)								(略)							
削除	削除	削除	削除	削除	削除	削除	削除	<u>新潟市立図書館協議会 長印</u>	<u>" 24</u>	<u>"</u>	<u>図書館協議会 長名をもつて する行政文書 用</u>	<u>中央図書館、 豊栄図書館、 亀田図書館、 新潟図書館、 白根図書館、 坂井輪 及西川</u>	<u>各 1</u>	<u>中央図書館、 豊栄図書館、 亀田図書館、 新潟図書館、 白根図書館、 坂井輪 及西川</u>	<u>5</u>

改正後（案）	現行																				
<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>											<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>										
(略)	(略)																				
別表第2（第4条関係）	別表第2（第4条関係）																				
<p>(10) <u>削除</u></p>	<p>(10)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>新 潟 市 立 ○ ○ 図 書 館 協 議 会 長 印</p> </div> <p>○印は、<u>図書館協議会名</u></p>																				
(略)	(略)																				

新潟市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 月 日

新潟市教育委員会

教育長

新潟市教育委員会規則第 号

新潟市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市学校給食センター条例施行規則（平成 12 年新潟市教育委員会規則第 13 号）の
一部を次のように改正する。

別表新潟市小須戸学校給食センターの項中「新潟市立小須戸幼稚園」を削る。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

新潟市学校給食センター条例施行規則（平成12年教育委員会規則第13号）新旧対照表

改正後（案）		現行		備考
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）		
(略)	給食センター	対象学校等	対象学校等	
	新潟市小須戸学校給食センター	(略)	(略)	
		新潟市立小須戸小学校	新潟市立小須戸幼稚園	
		新潟市立矢代田小学校	新潟市立小須戸小学校	
(略)	新潟市立小須戸中学校	新潟市立矢代田小学校	新潟市立小須戸中学校	
	(略)	(略)	(略)	

新潟市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則をここに公布する。

令和5年 月 日

新潟市教育委員会

教育長

新潟市教育委員会規則第 号

新潟市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則

新潟市教育委員会が取り扱う個人情報に係る新潟市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年新潟市条例第 号）の施行に関しては、別に定めるもののほか、新潟市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則（令和5年新潟市規則第 号）の例による。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（新潟市個人情報保護条例施行規則の廃止）

2 新潟市個人情報保護条例施行規則（平成13年教育委員会規則第9号）は廃止する。

新潟市死者情報の開示に関する条例施行規則をここに公布する。

令和5年 月 日

新潟市教育委員会

教育長

新潟市教育委員会規則第 号

新潟市死者情報の開示に関する条例施行規則

新潟市教育委員会が取り扱う個人情報に係る新潟市死者情報の開示に関する条例（令和5年新潟市条例第 号）の施行に関しては、別に定めるもののほか、新潟市死者情報の開示に関する条例施行規則（令和5年新潟市規則第 号）の例による。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

新潟市教育委員会情報通信技術の活用に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年 月 日

新潟市教育委員会

教育長

教育長訓令第 号

新潟市教育委員会情報通信技術の活用に関する規程の一部を改正する規程

新潟市教育委員会情報通信技術の活用に関する規程（平成31年教育長訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び」を「、並びに」に改め、「総務部デジタル行政推進課長」の次に「及び総務部情報システム課長」を加える。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

新潟市教育委員会情報通信技術の活用に関する規程(平成31年教育長訓令第4号)新旧対照表

改正後（案）	現行	備考
<p>○新潟市教育委員会情報通信技術の活用に関する規程 平成31年3月28日教育長訓令第4号 第2条 前条の場合において、新潟市情報通信技術の活用に関する規程中、最高情報統括責任者（CIO）の権限とされている事項は総務部を所管する副市長に、最高情報統括副責任者（副CIO）の権限とされている事項は総務部長に、並びに最高情報統括責任者補佐（CIO補佐）の権限とされている事項は総務部デジタル行政推進課長及び総務部情報システム課長に委任する。また、部の長は教育次長、課の長は新潟市教育委員会事務専決規程（平成19年新潟市教育長訓令第3号）に規定する課等の長とする。</p>	<p>○新潟市教育委員会情報通信技術の活用に関する規程 平成31年3月28日教育長訓令第4号 第2条 前条の場合において、新潟市情報通信技術の活用に関する規程中、最高情報統括責任者（CIO）の権限とされている事項は総務部を所管する副市長に、最高情報統括副責任者（副CIO）の権限とされている事項は総務部長に及び最高情報統括責任者補佐（CIO補佐）の権限とされている事項は総務部デジタル行政推進課長に委任する。また、部の長は教育次長、課の長は新潟市教育委員会事務専決規程（平成19年新潟市教育長訓令第3号）に規定する課等の長とする。</p>	

教育財産の用途廃止について

教育財産の用途廃止について、次のとおりとしたいため議決を求める。

令和 5 年 3 月 20 日提出

新潟市教育委員会

教育長 井崎 規之

教育財産の用途廃止について

1 概要

新潟市立幼稚園再編実施計画に基づき、小須戸幼稚園は令和 5 年 3 月 31 日で閉園となることから、令和 5 年 4 月 1 日付けで土地および建物を用途廃止する。

2 用途廃止する教育財産

○小須戸幼稚園：新潟市秋葉区横川浜字潟端 527-1

ア. 土地	面積	2,832.00 m ²
	評価額	44,462,000 円 (15,700 円/m ²)
イ. 建物	延床面積	695.54 m ² (一般校舎：鉄筋コンクリート造平屋建て)
		(園舎：木造平屋建て)
	評価額	7,700,000 円

3. その他

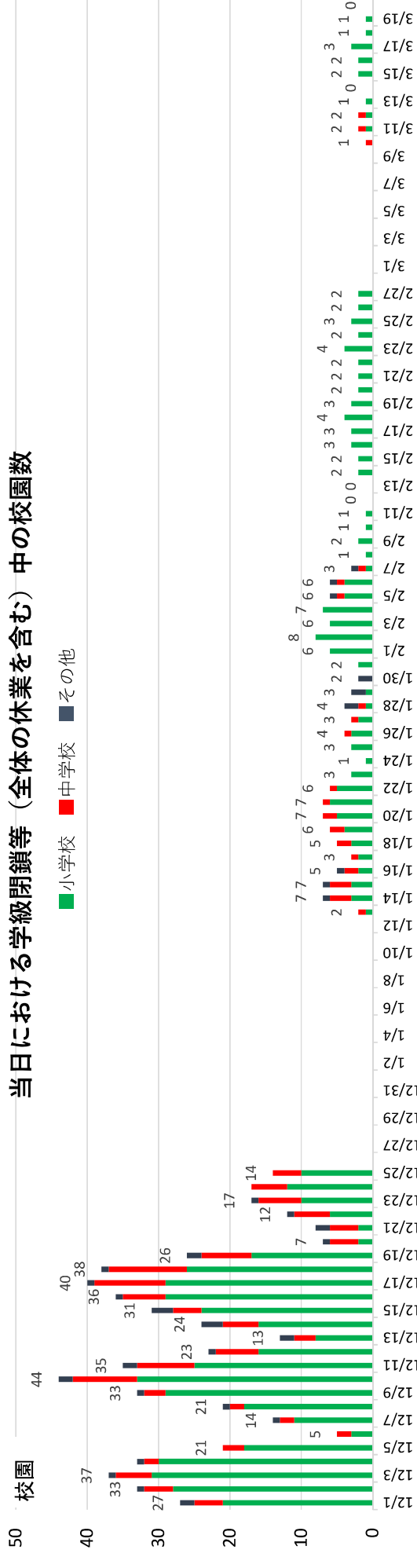
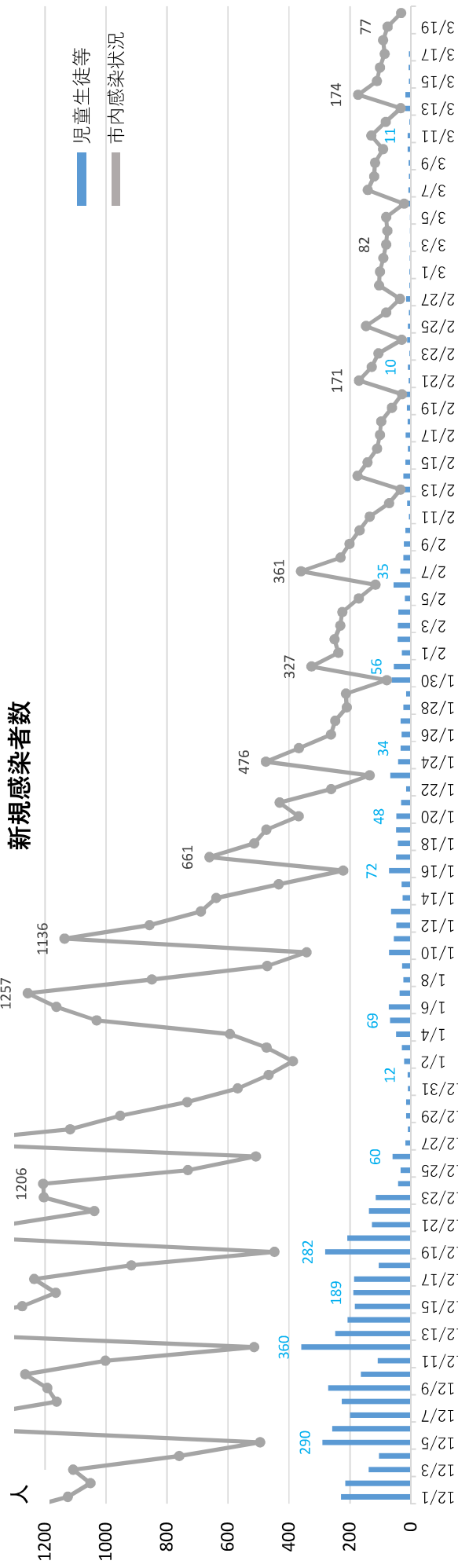
用途廃止後の土地・建物の利活用については未定

報 告

令和5年3月20日

保健給食課

新型コロナウイルス感染症にかかる市立学校園における感染者及び学級閉鎖等の状況（令和4年12月以降）



令和4年度新潟市二十歳のつどいアンケート集計結果について

1. 概要

令和5年1月8日(日)に開催された、新潟市二十歳のつどいに関してアンケートを実施した。

【対象者】二十歳のつどい参加対象年齢(平成14(2002)年4月2日～平成15(2003)年4月1日生まれ)の方
テレサアプリ登録者数 4,729人、二十歳のつどいLINE登録者数 794人(式典開催時点。重複登録あり)

【実施方法】テレサアプリ及び二十歳のつどいLINE登録者に対し、アンケートURLを通知。

【期間】令和5年1月16日～31日(16日間)

【回答者数】417件

2. アンケート結果

1、令和4年度新潟市二十歳のつどいにどのように参加しました

朱鷺メッセに来場したが、入場していない：7.2%

第一部：53.7%

第二部：38.8%

- 朱鷺メッセに来場し、第一部に参加 224人
- ▨ 朱鷺メッセに来場し、第二部に参加 162人
- 朱鷺メッセに来場したが、式典会場ホールに入場していない 30人

2、令和4年度新潟市二十歳のつどいの開始時間はいかがでしたか。

遅かった：3.1%

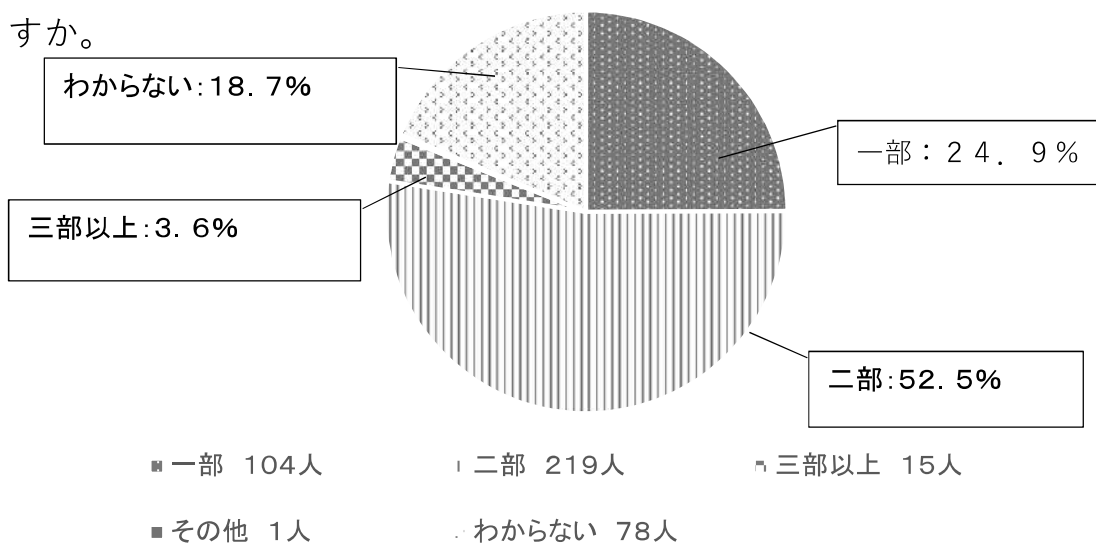
少し早かった：3.2%

少し遅かった：17.0%

ちょうどよかった：72.2%

- 早かった 7人
- ▨ ちょうどよかった 301人
- ▨ 遅かった 13人
- 少し早かった 22人
- ▨ 少し遅かった 71人
- 参加していない 3人

3、二十歳のつどい開催にあたり、部についてどちらが適切だと思われ
ますか。



4、新潟市二十歳のつどい開催時期はいつがよろしいですか

